

令和3年度

菊川市一般廃棄物処理実施計画

菊 川 市

菊川市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の排出状況

- (1) 処理計画区域 菊川市全域
 (2) 計画期間 令和3年4月1日 から 令和4年4月1日
 (3) 一般廃棄物の排出量

廃棄物の種類	排出量	ごみ排出量の内訳	
		家庭系	事業系
可燃ごみ (t)	8,625	6,517	2,108
不燃ごみ (t)	488	467	21
資源物 (t)	1,558	1,558	
有害ごみ (t)	19	19	
小計 (t)	10,690	-	
し尿 (kl)	1,531	1,531	
浄化槽汚泥 (kl)	22,972	22,972	
小動物の死体 (頭)	480	-	

※可燃ごみ、不燃ごみの排出量には粗大ごみを含む

2 一般廃棄物の処理主体

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ (家庭系)	委託・許可・直搬	一部事務組合	焼却(キルン式 ガス化溶融)・ 再資源化	市	埋立
可燃ごみ (事業系)	許可・直搬				
不燃ごみ (家庭系)	委託・許可・直搬		破碎・ 再資源化		
不燃ごみ (事業系)	許可・直搬				
資源物 (蛍光管・乾電池以外)	委託	委託・許可・ 一部事務組合	再資源化	—	—
資源物 (蛍光管・乾電池)	委託	一部事務組合	再資源化	—	—
し尿	委託・許可	一部事務組合	膜分離高負荷 生物脱窒素処 理方式+高度 処理 肥料化、焼却	市	埋立
浄化槽汚泥	許可				

菊川市一般廃棄物排出抑制・再資源化実施計画

1 排出抑制の方法

(1) 市民に対する取り組み

ごみ分別の徹底	分別ができていないごみについては「ごみ出しイエローシール」を貼付し、分別の徹底を図る。 ごみの出し方マニュアル・ごみカレンダー（日本語、ポルトガル語、英語、中国語）を配布し、ごみの分別を周知する。
リサイクルの推進	資源物（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装・白色トレイ）の分別収集を実施する自治会に対し、奨励金を交付する。 古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、牛乳パック、段ボール）等の集団回収を実施する団体に対し、奨励金を交付する。 資源物・古紙類・衣類・布団・使用済小型家電・鉄くず等の常設回収拠点を設置し、資源物回収の促進を図る。 古紙類の再資源化を推進するため、地区に回収拠点を設置する。 剪定枝の再資源化推進のため、処理業者へ処理費の補助を行い、市民の搬入料金軽減を図る。 各家庭における生ごみの減量・再資源化を推進するため、バイオ式生ごみ処理機・乾燥式生ごみ処理機・コンポスト容器の購入者に対し、購入費用の一部を助成する。併せて、竹粉などによる堆肥化推進のための啓発活動に取り組む。
啓発事業	出前行政講座によるごみ減量化・再生資源の利用・施設見学などに関する講座の開催。 食品廃棄物削減のため、食品ロス削減に関する広報活動を行う。 環境教育として、小学生を対象にごみ減量、ごみ減量化・4R推進の説明を行う。 環自協による市内一斉清掃を実施し、「自分達の地域は自分達の手できれいにしよう」という意識を育む。

(2) 事業所に対する取り組み

分別指導	環境資源ギャラリーへ搬入される事業系一般廃棄物については搬入物の展開検査をにより、分別状況を把握し、状況によっては指導を行いごみ分別の徹底を図る。
適正搬出説明	事業系ごみ適正搬出説明会及び事業系ごみマニュアルによって、事業者のごみ排出適正化を推進する。
リサイクルの推進	剪定枝の排出については許可業者による再資源化を勧める。 食品残渣の排出事業所に再資源化（飼料化・バイオ発電化）を勧める。

(3) 自治会に対する取り組み

おし掛け出前行政講座の開催	自治会を対象におし掛け出前行政講座を実施する。
研修会の実施	環境衛生委員研修会を開催し、地域の推進リーダーを育成する。

(4) 広報活動

イベントへの参加	各種イベントに出展し、ごみ減量、4 R 推進について P R を行う。
広報誌等の活用	広報誌等を活用し、ごみの排出抑制、適正処理の周知を図る。
	環境だよりを発行し、環境に関する情報提供を行う。

2 再資源化の方法及び種類

(1) 再資源化の方法

ビン（透明、茶色）、缶（アルミ、スチール）	分別収集により自治会で集められた資源物（ビン・缶）は委託により収集し、市が指定する再資源化業者へ搬入する。（市独自ルートによる再資源化）
ビン（その他の色）、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装	分別収集により自治会で集められた資源物は委託により収集し、容器包装リサイクル協会が指定する再資源化業者へ引き渡し再資源化する。（容リ協ルートによる再資源化）
古紙類（集団回収）	P T A や地域の集団回収により集められた古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、牛乳パック、ダンボール）等は古紙回収業者を通じて再資源化業者に引き渡す。
古紙類（拠点回収）	市内回収拠点に出された古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ）は市内の古紙業者が回収し再資源化業者へ搬入する。
衣類等（拠点回収）	市内回収拠点に出された衣類等（古着・毛布・靴・布団など）は再資源化業者へ引き渡す。
使用済小型家電（拠点回収）	市内回収拠点に出された使用済み小型家電は再資源化業者へ引き渡す。
鉄くず等（拠点回収）	市内回収拠点に出された鉄くず等は再資源化業者へ引き渡す。
乾電池・蛍光灯・体温計	ごみステーションや回収拠点で集められた乾電池・蛍光灯・体温計は委託業者により環境資源ギャラリーへ搬入し、再資源化を行う。
剪定枝	事業所や家庭から排出される剪定枝については、許可業者による再資源化を行うよう指導する。
食品残渣	事業所から排出される食品残渣については、許可業者による再資源化を行うよう指導する。
その他	環境資源ギャラリーに搬入された廃棄物について、再資源化可能なもの（鉄くず・アルミ・非鉄金属・剪定枝・古紙類・衣類・使用済小型家電等）は環境資源ギャラリーで再資源化業者に引き渡す。

(2) 再資源化量

種類	再資源化量(t)	引取先名称（所在地）	備考
アルミ缶	42	株山内商店 （菊川市土橋883）	分別収集（独自）
スチール缶	58	株山内商店 （菊川市土橋883）	分別収集（独自）
ビン（透明）	213	株中部カレット （掛川市遊家1021-1）	分別収集（独自）
ビン（茶色）		株中部カレット （掛川市遊家1021-1）	分別収集（独自）
ビン（その他）		有 三和システム輸送 （静岡県富士市北松野803-1）	分別収集（指定法人）

ペットボトル	108	鈴与エコプロダクツ(株) (菊川市嶺田1813-5)	分別収集 (指定法人)
白色トレイ	6	(株)エフピコ (岐阜県安八郡輪之内町下大樽157-1)	分別収集 (指定法人)
プラスチック製容器包装	330	(株)グリーンループ (菊川市三沢1500-177)	分別収集 (指定法人)
乾電池	16	野村興産(株) (東京都中央区日本橋堀留町2-1-3)	ギャラリーで再資源化
蛍光管・体温計	3	野村興産(株) (東京都中央区日本橋堀留町2-1-3)	ギャラリーで再資源化
古紙 (新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・雑がみ)・衣類・布団等・アルミ缶・使用済小型家電・鉄くず等	801	(株)故紙センタートヨタ (菊川市三沢1500-25)	集団回収・拠点回収
		(有)三和商事 (森町中川1646-1)	拠点回収
		(株)丸八真綿 (袋井市中新田1710)	拠点回収
		松下商店 (菊川市半済1900-1)	集団回収
		(有)塚本商店 (島田市島118-1)	集団回収
		安藤紙業(株) (藤枝市下当間389)	集団回収
		(有)東洋商事 (牧之原市静波1336-6)	集団回収
		(株)エコネコル (富士宮市山宮3507-19)	拠点回収
		(株)山内商店 (菊川市土橋883)	拠点回収
剪定枝	178	小林製材所 (菊川市中内田4506)	
食品残渣	218	(有)ひがしぐるま (袋井市山崎5914-1065)	
		富士勝飼料(株) (浜松市北区三方原町2142-5)	

3 関連施設の概要

施設名	所在地	型式	公称能力
小林製材所	菊川市中内田4506	(株)大橋 GS400D	4.8 t / 日

菊川市一般廃棄物収集・運搬実施計画

1 収集・運搬する一般廃棄物の概要

廃棄物の種類	収集・運搬量	収集回数	収集方法
可燃ごみ (t)	5,905	週2回	指定袋によるステーション収集 (委託収集)
不燃ごみ (t)	188	月2回	指定袋によるステーション収集 (委託収集)
資源ごみ (t) ※缶・びん・ペットボトル・白色トレイ・プラスチック製容器包装	757	月2回	コンテナ、回収ネットによるステーション収集 (委託収集)
		随時	赤土リサイクルステーションでの拠点回収
資源ごみ (t) ※古紙類・衣類布団等・アルミ缶・使用済小型家電・鉄くず等	801	随時	集団回収による
		随時	地区センターなどでの拠点回収
乾電池 (t)	16	月2回	回収ボックスによるステーション収集 (委託収集)
蛍光管 (t)	3	年2回	地区センターでのイベント回収 (委託収集)
		随時	保全センターでの拠点回収
計 (t)	7,670		
し尿 (k l)	1,531	随時	委託業者 (菊川区域)、許可業者 (小笠区域)
浄化槽汚泥 (k l)	22,972	随時	許可業者 (市内全域)
小動物の死体 (頭)	480	随時	電話通報後委託回収 (路上死体のみ)

2 収集・運搬しない一般廃棄物の概要

(1) 収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	処理方法
家電リサイクル法対象機器	排出者が購入店や義務外品引取協力店へ引取りを依頼、又は指定引取場所へ直接搬入
事業系一般廃棄物	排出事業所が許可業者に収集運搬を依頼又は直接搬入
一時多量ごみ	排出者が許可業者へ収集運搬を依頼又は環境資源ギャラリーへ直接搬入
剪定枝、食品残渣	排出事業所が許可業者に収集運搬を依頼又は直接搬入
その他	適正処理困難物等の環境資源ギャラリーで処理できないものについては、排出者自らが処理、専門業者に相談又は購入した店舗に処理を依頼

(2) 家電リサイクル法対象機器の義務外品引取協力店

店舗名	所在地
エディオン新菊川店	菊川市堀之内507-1
ケーズデンキ菊川パワフル館	菊川市加茂3247
マツヤデンキカワムラ菊川店	菊川市加茂5548
侷わたなべでんき	菊川市半済1063

(3) 家電リサイクル法対象機器の指定引取場所

区分	指定引取場所	備考
Aグループ Bグループ	静岡ダイキュー運輸(株) (袋井市木原632-1)	

3 収集・運搬業許可業者及び事業者の一般廃棄物運搬先

一般廃棄物排出場所	運搬先
市内全域	環境資源ギャラリー (掛川市満水2319)

菊川市一般廃棄物中間処理実施計画

1 施設の概要及び処理内訳量

(1) 焼却施設の概要及び搬入者別処理内訳量

※中間処理は環境資源ギャラリー（一部事務組合）で行う。

ア 施設の概要

施設名	環境資源ギャラリー
所在地	掛川市満水2319
処理能力	70 t /24時間×2炉
処理方式	キルン式ガス化溶融炉

イ 処理内訳量

廃棄物の種類	搬入者	処理量(t)
可燃ごみ	委託・許可・直搬	8,229

(2) 不燃ごみ中間処理施設の概要及び処理内訳量

※中間処理は環境資源ギャラリー（一部事務組合）で行う。

ア 施設の概要

施設名	環境資源ギャラリー
所在地	掛川市満水2319
処理能力	30 t /5時間
処理方式	破碎・回収・選別

イ 処理内訳量

廃棄物の種類	搬入者	処理量(t)
不燃ごみ	委託・許可・直搬	488

(3) 資源ごみ中間処理施設の概要及び処理内訳量

ア 施設の概要

施設名	鈴与エコプロダクツ(株)	(株)グリーンループ
所在地	菊川市嶺田1813-5	菊川市三沢1500-50
品目	ペットボトル	プラスチック製容器包装
処理能力	1 t /時間	120 t /日
処理方式	フレーク化、ペレット化	フレーク化、ペレット化

施設名	小林製材所	鈴与商事(株)
所在地	菊川市中内田4590	菊川市西方4035
品目	剪定枝	厨芥、農作物残渣、刈草
処理能力	4.8 t /日	5.9～10.6 t /日
処理方式	チップ化	メタン発酵処理、バイオガス化

イ 処理内訳量

廃棄物の種類	搬入者	処理量 (t)
スチール缶	委託	42
アルミ缶	委託	58
びん (透明、茶、その他)	委託	213
ペットボトル	委託	108
白色トレイ	委託	6
プラスチック製容器包装	委託	330
剪定枝	直搬	178
食品残渣	許可	218

(4) し尿処理施設の概要及び搬入者別処理内訳量

※中間処理は東遠衛生センター (一部事務組合) で行う。

ア 施設の概要

施設名	東遠衛生センター
所在地	御前崎市池新田9035
品目	し尿、浄化槽汚泥
処理能力	195 k l /日
処理方式	し尿：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥：肥料化、焼却

イ 処理内訳量

廃棄物の種類	搬入者	処理量 (t)
し尿	委託・許可	1,531
浄化槽汚泥	許可	22,972

菊川市一般廃棄物最終処分実施計画

1 施設の概要及び処分内訳量

(1) 施設の概要

処分場名	菊川市一般最終処分場 (棚草最終処分場)
所在地	菊川市棚草1050-8
埋立面積 (m ²)	10,800
埋立容量 (m ³)	78,000
残余容量 (m ³)	34,783
埋立方式	サンドイッチ方式

(2) 一般廃棄物の搬入者別処分内訳量

廃棄物の種類	搬入者	処分量 (m ³)
焼却残渣 (スラグ、熔融飛灰固化物、熔融異物、ガレキ)	環境資源ギャラリー	524
災害廃棄物 (ガレキ)	直接搬入	1
し尿・浄化槽汚泥焼却灰	東遠衛生センター	49

(3) 埋立計画

区分	埋立計画量 (m ³)
一般廃棄物	574
覆土	154
合計	728

菊川市生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

施設名	処理を推進する区域	人口
合併処理浄化槽	下記区域外	20,487
コミュニティ・プラント	平尾、奥の谷	767
公共下水道	公共下水道処理区域	12,988
農業集落排水	なし	0

※人口ベースによる算出

2 広報啓発活動実施計画

- ・ 広報誌等を活用し、合併処理浄化槽・公共下水道の普及促進を図る。
- ・ 浄化槽管理講習会を開催し、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の周知を図る。
- ・ 広報誌等による生活排水対策に関する情報の周知を図る。